

議案第46号

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(あっせん)

第4条 略

2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。

(1)～(4) 略

(5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしてしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第47条の7第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

(6) 略

(7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしてしないことが決

(あっせん)

第4条 略

2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしてしないことが決定されるまでの間

定されるまでの間にあるもの又は同法第25条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

3 略

にあるもの又は同法第25条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

3 略

第2条 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(あっせん)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同</p>	<p>(あっせん)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同</p>

項の規定にかかわらず、あつせんを行わないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしてしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第30条の6第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

3 略

項の規定にかかわらず、あつせんを行わないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

3 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年6月1日から施行する。